

ID: 9

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	登録の廃止の承認		
例規名 根拠条項	八頭町印鑑条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第15号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (登録の廃止の申請)  第11条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証を添え、印鑑登録廃止申請書を提出して、町長に対し印鑑の登録の廃止を申請することができる。</p> <p>2 印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑を亡失した場合には、速やかに印鑑登録証を添え、印鑑登録廃止申請書を提出して、町長に対し印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日